

## 令和8年 第2回教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和8年2月24日（火）13時30分から15時45分

2 会 場 教育委員会 会議室

3 出席者 坂本教育長・米澤教育長職務代理者

萩原委員・小西委員・頭島委員

教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）

管理課長・学校教育課長・生涯学習課長

体育振興課長・人権教育推進室長

教育長 : 定刻が参りましたので、ただ今より令和8年第2回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

教育長 : 議事録署名委員の指名を行います。頭島委員にお願いします。

教育長 : 事務局 出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 本日、両教育次長、各課室長、書記として管理課副主幹が出席しております。以上です。

教育長 : 経過報告をさせていただきます。まず、教育次長 管理担当 お願いします。

教育次長 : それでは、私から所管いたします管理課、生涯学習課、体育振興課(管理担当)におけます令和8年1月29日から2月23日までの主な内容について、ご説明させていただきます。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 1/29 相生小学校の在り方について地域説明会
- 2/1 兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会(三木市)
- 2/4 近畿都市教育長協議会令和7年度第3回役員会(大阪市)
- 2/5 令和7年度第7回相生市教育委員会職員採用試験委員会
- 2/6 若狭野小学校区保護者説明会
- 2/13 社会教育委員会議
- 2/17 播磨西地区市町教育長協議会(姫路市)
- 2/19 総務文教常任委員会
- 2/21 相生市教育委員会職員(幼稚園教諭)採用試験(第二次試験)  
金ヶ崎大学 学園祭

教育長 : 続いて、教育次長 指導担当 お願いします。

教育次長 : 私からは、学校教育課、人権教育推進室関連の経過報告をいたします。  
(指導担当)

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 2/2 相生市初任者研修会
- 2/3 地産地消料理教室（矢中）
- 2/6 相生市議会人権研修会
- 2/9 地産地消料理教室（双中）
- 2/12 地産地消料理教室（双中）  
第2回不登校対策連絡協議会
- 2/13 地産地消料理教室（双中）
- 2/15 幼小中合同造形教育展（なぎさホール）
- 2/16 公立高校推薦入試
- 2/18 校長面談（那中校区）
- 2/20 公立高校推薦入試合否発表  
校長面談（矢中校区）

教育長 : 説明は終わりました。その他、追加の説明はありますか。

管理課長 : ございません。

教育長 : 経過報告全体にわたって、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、経過報告を了承願います。

教育長 : 議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

（1）報告事項 ア 報告第2号から ウ 報告第4号については、同条第5号「教育に関する歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出に関する事件」に該当し、エ 報告第5号については、会議の公開が不適當であると考えますので、同条第7号により非公開とし、また、（2）議決事項 ア 議第2号については、同条第1号「教育行政の基本方針並びに計画に関する事件」に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、そのように決定させていただきます。

教育長 : 議事に入ります。

(1) 報告事項 ア 報告第2号「令和7年度教育費補正予算(3月)(案)について」事務局より説明をお願いします。

**【非公開事件】**

教育長 : 続きまして、イ 報告第3号「相生市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局より説明をお願いします。

**【非公開事件】**

教育長 : 続きまして、ウ 報告第4号「令和8年度教育費当初予算(案)について」事務局より説明をお願いします。

**【非公開事件】**

教育長 : それでは、ここで暫時休憩とします。

**【 暫時休憩 】**

教育長 : 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、ウ 報告第5号「保有個人情報の開示請求について」事務局より説明をお願いします。

**【非公開事件】**

教育長 : 次の(3)その他に移ります。ア「令和8年1月分学校事故発生状況報告」イ「不登校等の状況報告」ウ「小中学校におけるいじめの現状報告」をまとめて報告願います。

**【非公開事件】**

教育長 : 次に、エ「令和8年3月分行事予定報告」をお願いします。

## 【非公開事件】

教育長 : それでは次に、オ「その他」について、事務局 何かありますか。

学校教育課長 : 市に対する「和解あっせん申立」について口頭でご報告いたします。  
令和5年3月に市内中学校で発生したいじめの重大事態について、ご遺族に対する相生市教育委員会のその後対応に関して、重大事態発生後からこれまで、ご遺族とは今回発生した重大事態について、そして再発防止に向けた取り組みについて協議を重ねてまいりました。

そして、昨年12月に最終解決に向けてのお願いとして要望書の提出がありました。要望書の1点目は、相生市児童等に関する重大事態調査委員会の調査報告書の指摘を厳粛に受け止め、報告書記載の提言を実現するため努力を続けること。2点目は、重大事態後の令和6年度から開催している「相生市いじめ防止対策検証委員会」の活動を継続していくこと。3点目は、ADRの手続きにより解決金を支払うこと。この3点の要望がございました。この3点目のADRの手続きにつきましては、裁判所の手続きではなく、民間の手続きにおいて紛争の解決を図るもので、兵庫県弁護士会が設置する紛争解決センターにおいて、当事者に納得のいく柔軟な紛争解決を目指すものでございます。

先般、ご遺族側代理人弁護士より和解あっせん申立が兵庫県弁護士会紛争解決センターに提出され、令和8年2月3日付で和解あっせんのお知らせが相生市長宛てに届きましたので、教育委員会が窓口となりまして、この申し立てに応じていきたいと考えております。なお、和解あっせんの最初の期日は令和8年3月2日と指定されております。

また、今後につきましては、本事案に対する弁護士を選任し、対応したいと考えており、担当弁護士につきましては、本市の顧問弁護士事務所である、東町法律事務所から選任いただくこととしております。

選任に関し、弁護士費用が必要となります。本事案に関する弁護士報酬につきましては、着手金と報酬金、交通費等の実費負担について提示されておりまして、報酬金につきましては、相手方との解決金をもとに算定することとなっております。

そのため、当初に総額を見込むことは難しいことから、着手金と交通費等の実費についてのみ今年度予算流用で対応し、解決金等の総額が決定した後、補正予算を計上してまいりたいと考えております。

誠に簡単ではございますが、市に対する和解あっせん申立について

の報告を終わります。

体育振興課長： 体育振興課より「相生市立温水プール喫茶室事業者の募集結果について」口頭にてご報告申し上げます。

昨年11月末をもって閉店した相生市立温水プールの喫茶室につきまして、新たな事業者を1月30日（金）まで募集しておりましたが、応募はございませんでした。そのため喫茶室の利活用につきましては、指定管理者である株式会社アクアティックとも相談し、市民や利用者みなさまにとってこれまで以上に魅力のある施設となるよう検討しているところでございます。なお、本件につきましては、2月15日の総務文教常任委員会へ同様に報告させていただきました。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

管理課長： （配付資料の確認）

教育長： よろしいでしょうか。

この際、委員のみなさまから何かありましたら、お願いいたします。

教育長： 特にないようであれば、令和8年第2回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

15：45 終了